

熊本市乳がん検診実施要綱

制定	平成13年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成16年	4月	1日	健康福祉局長決裁 (略)
	平成26年	3月	25日	健康福祉子ども局長決裁
	平成26年	9月	26日	健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	2月	19日	健康福祉子ども局長決裁
	平成31年	1月	31日	健康づくり推進課長決裁
	平成31年	3月	28日	健康福祉局長決裁
	令和2年	3月	19日	健康福祉局長決裁
	令和3年	1月	14日	健康福祉局長決裁
	令和4年	3月	29日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として本市が実施する乳がん検診について、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。）に基づき実施するための必要な事項を定め、乳がんの早期発見により、がんによる死亡を低下させることを目的とする。

(対象者)

第2条 検診の対象者は、熊本市内に住民票を有し、当該年度内に偶数年齢に達する40歳以上の女性とする。

ただし、当該年度内に奇数年齢に達する満40歳以上の女性であって、前年度熊本市乳がん検診を受診していない者については、市長に特例受診許可証交付申請書（様式第1号）を提出することにより特例受診許可証の交付を受けた場合において、指定の期限内に受診できるものとする。

(受診者の検診料)

第3条 受診者から徴収する検診料は、委託単価のおおむね2割相当とし、対象者が最初に受診する検診実施機関（第7条の規定による委託により個別検診または集団検診を実施する機関をいう。以下同じ。）が徴収するものとする。

(検診料の免除)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者に対して検診料の免除をすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 70歳以上の者（当該年度内に満70歳に達する者を含む。）

(証明書等の提示)

第5条 乳がん検診に要する検診料の免除を受けようとするときは、前条第1号に規定する者は、生活保護適用証明書、前条第2号に規定する者は、市県民税（所得・課税）証明書（当該年度に発行できる最新年度分）、前条第3号に規定する者は、年齢を証明できる公的証明書を提示しなければならないものとする。なお、生活保護適用証明書に代えて生活保護緊急時医療依頼証、市県民税（所得・課税）証明書に代えて介護保険料決定通知書（当該年度に発行された最新年度分）の提示も可とする。

(検診内容)

第6条 検診内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 問診 乳がんの家族歴、既往歴、月経、及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の健診の受診状況等を聴取するものとする。
- (2) 乳房エックス線検査 日本医学放射線学会が定める仕様基準を満たす乳房エックス線検査装置により、両側乳房について内外斜位方向撮影を行うものとし、40歳以上50歳未満の対象者については、頭尾方向撮影も併せて行うものとする。この場合において、乳房エックス線写真の撮影及び読影については、次に掲げる方法により行う。
 - ア 乳房エックス線写真の撮影は、中央機構の認定撮影技師（評価試験結果がA又はBの者をいう。）等が行う。
 - イ 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において二重読影により行う。この場合において、

二重読影を行う者のうち1名は中央機構の認定読影医師（評価試験結果がA又はBの者をいう。）とし、残り1名は中央機構の評価試験結果がAからCまでの医師とする。

(3) 乳がんセルフチェック指導 医療従事者が、乳がんセルフチェック指導用資材を使用し指導を行う。

(検診の実施)

第7条 検診は、委託により実施するものとする。

(実施方法)

第8条 検診は、個別検診（検診実施機関において個別に実施する検診をいう。以下同じ。）により実施するものとする。ただし、別表に掲げる校区において場所及び日時を定めて実施する場合又は国民健康保険被保険者に対する巡回特定健康診査と同時に実施する場合は、集団検診（検診車により巡回して行う検診をいう。以下同じ。）により実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた検診については、別途検診受託機関（第7条の規定による委託により個別検診又は集団検診を受託した機関をいう。以下同じ。）と協議のうえ集団検診により実施することができる。

3 個別検診は、検診項目の全てを一つの機関で行うA方式又は問診・乳がんセルフチェック指導及び乳房エックス線検査をそれぞれ別の機関で実施するB方式のいずれかにより実施する。

4 前項のA方式及びB方式（乳房エックス線検査に限る。）にあつては4月から翌年3月まで、B方式（問診・乳がんセルフチェック指導に限る。）にあつては4月から翌年2月までに実施するものとする。

5 集団検診は、4月1日から翌年2月までの間に実施するものとする。

6 検診実施機関は、乳がんに対する衛生教育、事後指導を行うものとする。

7 検診実施機関における検診の受付時間は、各検診実施機関の診療時間内とする。

(実施計画等)

第9条 検診受託機関は、次により実施計画書を作成し、事前に本市へ提出するものとする。

(1) 検診受託機関であつて、複数の検診実施機関を有する場合は、乳がん検診実施機関一覧を提出するものとする。

(2) 検診受託機関は、集団検診において、地域の対象人口、地理的条件等の諸条件を総合的に勘案し、対象者が受診しやすい方法、時期、場所等を選定するものとする。

(結果の通知)

第10条 検診受託機関は、検診結果を速やかに受診者に通知する。この場合において、精密検査が必要な者（以下「要精検者」という。）に対しては、結果通知書に精密検査依頼書を添えて通知する。

2 検診実施機関は、結果については、問診、乳房エックス線検査の結果を総合的に判断するものとする。

(結果の報告)

第11条 検診受託機関は、検診結果を受診者名簿及び指定の様式による電子媒体により本市へ報告するものとする。

(精密検査)

第12条 精密検査は、要精検者に対し、原則として熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定した精密検査機関にて受診するよう勧奨する。

2 精密検査を実施した機関は、その検査結果について、速やかに検査実施機関へ報告するものとする。ただし、検診実施機関が精密検査機関となっている場合はこの限りでない。

3 精密検査は保険診療扱いとし、その方法はマンモグラフィの追加撮影、超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うものとする。

(事後管理)

第13条 検診受託機関は、要精検者の精密検査受診状況の有無・受診結果等を要精検者台帳等に記録し、本市へ報告する。

2 本市と検診受託機関は、相互に連携をとり、精密検査の未受診者に対しての受診指導を行う。

(記録等の整備)

第14条 本市及び検診受託機関は、検診及び精密検査結果等の集計・整理を行う。

2 検診実施機関は、乳房エックス線写真及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

(事業評価)

第15条 本市は、今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書（平成20年3月厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告。以下「報告書」という。）別添7の乳がん検診のための事業評価のための

チェックリスト（市町村用）により、検診の実施状況を把握するものとする。

- 2 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう、報告書別添7の乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）により乳房エックス線写真の撮影及び読影等の精度管理に努めるものとする。
- 3 検診受託機関は、第12条第1項の精密検査機関と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めのない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

熊本市乳がん検診・子宮頸がん検診奇数年齢特例受診許可証
交付申請書



熊本市長宛

私は、下記のとおり熊本市乳がん検診・子宮頸がん検診奇数年齢特例受診許可証交付を申請します。

なお、前年度受診が確認された場合は、検診料金の全額を返金することに同意します。

※太枠内のみ記入をお願いします

年 月 日

申請者 (本人)	住所	熊本市			生年月日	S	年	月	日
	フリガナ		TEL	自宅					
	氏名			携帯					
発行を希望する検診 (希望する検診に○を記入)		乳がん検診 ・ 子宮頸がん検診							

特例許可証の種類	交付日	交付番号
子宮頸がん検診	年 月 日	
乳がん検診	年 月 日	

＜ 受付確認欄 ＞

身分証確認済（保険証・運転免許証・その他）

代理申請者氏名

代理申請者身分証確認済

別表（第8条関係）

校 区
川上校区、西里校区、北部東校区、芳野校区、河内校区、飽田東校区、飽田南校区、飽田西校区、中緑校区、錢塘校区、奥古閑校区、川口校区、富合校区、杉上校区、隈庄校区、豊田校区、植木校区、山本校区、田原校区、菱形校区、桜井校区、山東校区、吉松校区、田底校区